

15監査公表第14号

地方自治法第199条第12項の規定により，監査結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成15年9月8日

福岡市監査委員 津上 田野 隆 士
同 同 上 野 忠 之
同 同 高 橋 宏 和
同 同 上 野 寛 寛

[監査結果に対する措置通知文]

総人第431号
平成15年6月10日

福岡市監査委員 津上 田野 隆 士 様
同 同 上 野 忠 之 様
同 同 高 橋 宏 和 様

福岡市長 山崎 広太郎

行政監査結果に関する措置について

事務の執行の監査について，監査結果に関し講じた措置を下記のとおり地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

記

1 監査報告と措置の件数

- (1) 平成13年5月14日報告分(福岡市公報平成13年5月14日第4881号(別冊)公表分)
健康づくりに関する事務事業 59件
- (2) 平成14年5月2日報告分(福岡市公報平成14年5月2日第4972号(別冊)公表分)
ごみ減量・リサイクルの推進について 13件

2 講じた措置の内容 以下のとおり

1 健康手帳について

【改善・要望事項】

保健所では、ミニドックや各種がん検診を受診した市民に対しそれぞれの結果をシールで発行し、結果説明時に健康手帳へ貼付するとともに手帳の活用方法を教育する等、有効に活用されるよう周知し配付している。

しかしながら、医療機関での健康手帳の取扱いに関して聴取したところ、実態を把握していないとのことであった。

一方、平成10年度及び同11年度のミニドック受診者のうち医療機関で受診した者は全体の77%を占めており、各医療機関がこれらの受診者に対して、健康手帳の意義や活用方法等を教育し配付しているかなどを把握することは、今後の本制度の推進及び効果の観点から必要なものと考えられる。

このため、今後は、医療機関での配布等の実態を把握するとともに、これに基づいて有効に活用されるよう方策について検討されたい。

なお、平成10年度及び同11年度のミニドックの医療機関での受診者等は下表のとおりである。

(保健福祉局)

(単位：人，%)

	平成10年度	構成比率	平成11年度	構成比率
受 診 者 数	49,682	100.0	49,369	100.0
保健所実施	11,155	22.5	11,191	22.7
医療機関(委託実施)	38,527	77.5	38,178	77.3

【講じた措置】

健康手帳配布の実態把握及び有効活用の検討については、市医師会に対し各医療機関で徹底されるよう依頼を行った。

2 健康教育について

【改善・要望事項】

(1) 壮年期世代への健康教育について

壮年期世代の健康講座への参加状況について聴取した結果、極めて低いことが認められた。

これらの市民の参加状況が低いということは、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は、自ら守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進に役立terるとい健康教育の本来の目的に至っていないと認められる。

このため、壮年期の世代が参加しやすくまた、関心を持ちやすい環境づくりが大切であり、市民のニーズに合わせた効果的な実施方法の検討や内容に趣向を凝らすなどにより壮年期世代の参加を促進されたい。

(保健福祉局，各区役所)

【講じた措置】

壮年期世代の健康教育への参加促進については、壮年期世代の受診が多いミニドックの結果説明の機会を捉え、糖尿病予防教育，高コレステロール血症教育をこれまでより短期で修了可能なものとして実施し，参加を促すようにした。

(東区役所・中央区役所)

【講じた措置】

壮年期世代の健康教育への参加促進については、壮年期世代の受診が多い校区がん検診時を利用するなどして、健康日本2 1福岡市計画をふまえた効果的な健康教育を行うこととした。

(博多区役所・早良区役所)

【講じた措置】

壮年期世代の健康教育への参加促進については、医療機関でのミニドックの受診者などに配布する健康手帳の活用により健康教育の充実を図ることとした。

(南区役所)

【講じた措置】

壮年期世代の健康教育への参加促進については、壮年期を対象とした講演内容など内容を工夫するほか、当該世代が参加している公民館・市民センターのサークル、育児サークル、幼稚園への健康教室の案内や、PTA・女性協議会等との連携を図っていくこととした。

(城南区役所)

【講じた措置】

壮年期世代の健康教育への参加促進については、小中学校PTAとの連携により保護者に対する健康教育を行うこととした。内容は、生活習慣病の予防だけでなくHIV等性行為感染症予防、薬物乱用防止、禁煙教室、メンタルヘルスなど保護者と子どもの両者の健康に関係するものとし、その教育の中で、特に生活習慣病の予防に関しては健康づくりの継続のためにヘルスアップスクールの紹介、さらにはPTAの中での自主的な健康づくりのグループの立ち上げを支援することとした。

また、40歳、50歳の節目検診の受診者に対する健康教育を行うこととした。

(西区役所)

【改善・要望事項】

(2) 若い世代への健康教育について

近年、外食や加工食品の普及など食生活環境が急速に変化しており、特に若者においての食事の不規則性や内容の偏りが原因となり、壮年期以降に高血圧症や糖尿病をはじめとする生活習慣病が急増している。

生活習慣は子どもころにその基本が身につくといわれているところであり、生活習慣病の予防の観点から子どもころからの健康習慣の確立を図るため、家庭や学校との連携を図り健康教育を充実させる必要が認められた。

このため、家族の健康管理を担っている若い主婦等からなるPTAや子供育成会などの団体に対し積極的に働きかけるとともに、学童期から青年期までの若い世代に対しては、教育機関などに積極的に働きかけ、学校保健との連携を強化し健康教育を推進するなど有効な対策を講じられたい。

(保健福祉局、各区役所)

【講じた措置】

若い世代への健康教育対策については、健康日本21福岡市計画を策定し、教育委員会や市民局との連携を図り若年層における健康教育を実施していくこととした。

(保健福祉局)

【講じた措置】

若い世代への健康教育対策については、小中学校の父兄参観等での「防煙教室」を継続するとともに、この機会を捉え教師層やPTA等へ健康教育の必要性について働きかけていくほか、公民館との共催による健康教育の実施を推進することとした。

(東区役所)

【講じた措置】

若い世代への健康教育対策については、育児サークル、幼稚園等への働きかけによる地域の若い母親を対象にした健康教育や、指導者研修を受けた学校教員による教育現場での健康教育を計画することとした。

(城南区役所)

【改善・要望事項】

(3) 医療機関での健康教育について

保健所及び健康づくりセンターでは、健康教育をより効果的に実施するため、同施設でミニドックや各種がん検診等を受診した者に対して、結果説明時などの機会を捉え健康教育を実施している。

一方、医療機関での個別健診受診者への健康教育の実施について聴取したところ、十分に実施されていないことが認められた。

前述のとおり、平成10年度及び同11年度のミニドック受診者のうち医療機関で受診した者は全体の77%以上を占めており、今後も医療機関での個別健診者が増加していくことが予想され、この機会を捉えて一人ひとりの健康状態に応じた健康教育を行うことは有効であると考えられる。

このため、個別健診受診者に健康教育の充実を図るため、医療機関との連絡、調整機関である市医師会との連携を強化し、効果的な実施方法等を検討されたい。

(保健福祉局、各区役所)

【講じた措置】

医療機関での健康教育の実施方法の検討については、市医師会に対し、受託医療機関での委託内容の徹底を申し入れた。また、今後医師会と協力して受診者に対してかかりつけ医を認識させるような施策を行うこととした。

(保健福祉局)

【講じた措置】

医療機関での健康教育の実施方法の検討については、東区医師会と連携し、糖尿病予防教室と高脂血症教室をミニドック個別受診者へ周知し、参加者の紹介を行うよう平成13年6月13日付で受託医療機関へ依頼した。

(東区役所)

【講じた措置】

医療機関での健康教育の実施方法の検討については、健康づくり情報システムの健康教育の受講歴の活用や個別健診の記録表に保健所事業の紹介を掲載するなど積極的な勧奨を図り、個別健診受診者に教育の充実を図っていくこととした。

(中央区役所)

【講じた措置】

医療機関での健康教育の実施方法の検討については、南区医師会との連携より健康教育内容の充実を図ることとした。

(南区役所)

【講じた措置】

医療機関での健康教育の実施方法の検討については、医療機関における基本健康診査受診者に対し、当該医療機関が保健福祉センターでの健康教育の紹介を行うことを必須とするほか、保健福祉センターでのミニドックの結果説明時に、健康教育、個別健康教育を紹介することとした。

(城南区役所)

3 ミニドックについて

【改善・要望事項】

(1) ミニドックの対象者の把握について

ミニドックは、40歳以上の市民のうち、国民健康保険加入者や給与所得者の配偶者など職場等で受診機会がない者及び病院で治療を受けていない者を主な受診対象者とみなし、受診率の目標値を50%と定め受診勧奨に努めてきたところである。

過去3ヶ年の受診状況については、下表のとおり受診者数は20%台で推移しており、目標値からみれば達成率は低い数値となっている。

しかしながら、受診対象者については、ミニドックの代わりに民間で健康診断や人間ドック等を受けている者などが含まれており、対象者の正確な把握が不十分であること

が認められた。

このことから、まずは、受診対象者の適正な数値を把握し、これに基づいて的確な受診対策を推進していくことが必要であると考えます。

このため、受診対象者数の算定方法の見直しなどを図り、適切な対象者の把握に努められたい。

(保健福祉局)

(単位：人，%)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
受診対象者数	201,000	202,000	205,000
受診者数	45,909	49,682	49,369
受診率	22.8	24.6	24.1

【講じた措置】

ミニドックの受診対象者数の把握については、実態により近づけるため、これまでの算定方法から循環器系疾患の入院者数及び糖尿病透析者数を差し引き、適切な対象者の把握を行うこととした。

(保健福祉局)

【改善・要望事項】

(2) 未受診者の把握と受診勧奨について

受診勧奨を効率的に行うには、受診対象者のうちミニドックを受診したことがない者(以下「未受診者」という。)を把握し、これらの者に対し積極的に受診勧奨を行うことが必要であると考えます。

各区においては、国民健康保険加入者や給与所得者の配偶者など職場等で受診機会がない市民のうち、40,50歳の節目となる年齢の該当者に、節目ミニドックの受診勧奨を行っており、個別に通知(ダイレクトメール)を発送し周知を図っているが、通知後の未受診者の把握がなされていないことから以後の受診勧奨を行っていない。

このため、今後は、節目者をはじめとする全体的な未受診者の把握に努められるとともに、これらの者に対して重点的にきめ細かな受診勧奨を行うことについて検討されたい。

(保健福祉局，各区役所)

【講じた措置】

未受診者への受診勧奨の検討については、本人にアンケート等により民間医療機関における人間ドック等の受診歴を確認し、実際に健康診査を受けていない人を把握し、積極的に受診勧奨を行うこととした。

また、節目者に送付するミニドック受診案内のダイレクトメールは、保健福祉センターでの受診を勧める内容とすることとした。

(東区役所)

【講じた措置】

未受診者への受診勧奨の検討については、未受診者に対する再度の通知を行うこととした。

(南区役所)

【講じた措置】

未受診者への受診勧奨の検討については、モデル校区を設定して未受診者抽出を行い、アンケート調査等によって未受診理由を解明し、これに基づいた効果的な受診勧奨を行うこととした。

(城南区役所)

【講じた措置】

未受診者への受診勧奨の検討については、節目ミニドックの受診勧奨を往復はがきとし、受診者には、受診日を、受診されない人には理由を記入し、返送してもらうように変更することとした。

(早良区役所)

【講じた措置】

未受診者への受診勧奨の検討については、節目検診の未受診者を翌年リストアップし、再度受診案内のダイレクトメールを送り受診勧奨を行うこととした。

(西区役所)

【改善・要望事項】

(3) 骨塩量測定(骨粗鬆症予防)のミニドックへの併設について

骨塩量測定は、骨粗鬆症を予防するために行われている。骨粗鬆症とは、骨の成分であるカルシウムの代謝が衰え骨の量が減少していき骨がすかすかの状態になり骨折等の原因になるものであり、女性、高齢者に多いといわれており60歳代の女性で半数、70歳代の女性の約6割が骨粗鬆症で骨折しやすい状態にあるといわれ注目されている。

保健所においては、これをヘルスアップスクールの受講者に実施している。

一方、国においては、平成12年度より骨粗鬆症検診をミニドックと同等の健康診査の一つとして位置づけている。

このため、本市においても今後は、より多くの市民が受診できるようにすることが必要であると考えられるので、ミニドックに併設することについて検討されたい。

(保健福祉局)

【講じた措置】

骨塩量測定(骨粗鬆症予防)のミニドックへの併設に関する検討については、保健福祉センターで実施する基本健康調査の節目年齢(40・50・60歳)に、骨塩量測定を導入し、健診、健康教育の充実を図ることとした。

また、骨塩量測定については、高齢者の関心が高いことから、高齢者を対象とした測定を実施し、転倒予防教育の動機付けとすることとした。

(保健福祉局)

【改善・要望事項】

4 がん検診の実施方法について

がん検診は、集団検診として各校区ごとに公民館等で実施しているとともに、保健所や健康づくりセンターにおいて実施している。

また、個別検診として各医療機関において実施している。

このうち、校区単位で行っている集団検診は、全体的に受診者が年々減少してきており、校区によっては受診者の減少が顕著であることが認められた。

この原因としては、日時や場所が指定されている集団検診よりも、市民が身近なところでいつでも受診できる個別検診へ移行していることなどによるものである。

このような状況を勘案すれば、全校区一律に実施することは効率的でないと考えられる。

このため、校区単位で実施している集団検診において、受診者数の減少や医療機関が充実している校区については、数校区まとめて行うことなど実施方法について検討されたい。

なお、胃、子宮、乳がん検診による集団検診の過去3ヶ年の推移は下表のとおりである。

(保健福祉局、各区役所)

(単位：人，%)

胃がん検診	9年度	10年度	11年度
集団検診受診者数	10,485	9,250	9,100
伸び率(対前年度)	0.8	-11.8	-1.6
子宮がん検診	9年度	10年度	11年度
集団検診受診者数	13,396	11,440	11,055
伸び率(対前年度)	-6.4	-14.6	-3.4
乳がん検診	9年度	10年度	11年度
集団検診受診者数	11,667	10,434	10,187
伸び率(対前年度)	-1.2	-10.6	-2.4

【講じた措置】

がん集団検診の実施方法の検討については、地域から校区単位での集団検診の実施要望が強いことから、当面は個別検診の浸透を図りながら受診者が少ない校区については積極的な広報活動を行っていくこととした。

(東区役所)

【講じた措置】

がん集団検診の実施方法の検討については、受診者の数や医療機関の数、健診会場への利便性等を考慮しながら、数校区まとめて実施することとした。

(城南区役所)

5 ヘルスアップスクールについて

【改善・要望事項】

(1) 5日コースの見直しについて

両コースの平成9年度から同11年度までの受講状況の推移について、2日コースが増加しているのに対し5日コースは年々減少していることが認められた。

5日コースの減少の原因としては、2日コースが5日コースと同じ受講年齢になったこと及び受講期間が長いことにより市民のニーズに合わなくなっていることなどが考えられる。

このため、市民のニーズに則したコースとなるよう2日コースとの統合などについて検討されたい。

また、若い頃からの積極的な健康づくりを推進する一環として、子育て世代が受講しやすいように一部に託児所付の教室を設け好評を得ている。今後も、子育て世代が参加しやすいものとなるよう託児所付をより一層充実されたい。

なお、ヘルスアップスクールの過去3ヶ年の受講状況は下表のとおりである。

(保健福祉局)

(単位：人、%)

	5日コース		2日コース	
	計画人員A	受講者総数B(B/A%)	計画人員A	受講者総数B(B/A%)
平成9年度	1,400	1,257 (89.8)	3,360	2,201 (65.5)
平成10年度	1,400	952 (68.0)	3,360	2,425 (72.2)
平成11年度	1,400	843 (60.2)	3,360	2,466 (73.4)

【講じた措置】

ヘルスアップスクールについては、これまでの2日と5日のコースをやめ、全体で4日の日程で、健康度診断とその結果説明の計2日間の受講後は、3日目の食生活アドバイスと4日目の運動実技の選択制とし、市民に利用しやすいものとした。

(保健福祉局)

【改善・要望事項】

(2) 運動施設の活用について

受講修了者が以後の日常生活の中で食事と運動及び休養に留意し、持続的に健康づくりを推進していくことが重要であるが、運動に関しては、身近に活動できる場所が必要であり、運動施設を活用し実践していくことにより効果があがると考えられる。このような中で、平成12年度から、モデル的に中央体育館で運動実践教室を開催し、健康運動に対する体育館機能の活用を行っている。

このため、今後も、持続的な運動ができる動機付けのため身近な施設である各区の体育館やプール等の運動施設の活用についてより一層推進されたい。

(保健福祉局、各区役所)

【講じた措置】

ヘルスアップスクールでの運動施設の活用については、平成13年度は各区役所において体育館やプールの活用を行った。

(保健福祉局、区役所)

【改善・要望事項】

(3) 募集の在り方について

運動による健康づくりは、個人よりも集団で活動することにより持続的な運動に結びつきやすいものと考えられる。

このため、健康について共通意識を持った身近な住民同志の出会いの機会として、ヘルスアップスクールの受講者を校区単位で募集することについて検討されたい。

また、この機会を捉え健康づくりグループの結成及び育成を推進することについて努力されたい。

(各区役所)

【講じた措置】

ヘルスアップスクールの受講者を校区単位で募集することの検討については、衛生連合会や校区での事業の打ち合わせ会等で行っている。

ヘルスアップスクールの機会を捉えた健康づくりグループの結成及び育成の推進については、地域の自主グループの活動の紹介や継続的なグループ活動を勧めていくこととした。

(東区役所)

【講じた措置】

ヘルスアップスクールの受講者を校区単位で募集することの検討については、既に歩こう会、育児サークル等への働きかけを行っている。

ヘルスアップスクールの機会を捉えた健康づくりグループの結成及び育成の推進については、一層地域担当保健婦との連携により地域の要望に応じた健康づくりグループの育成を行っていくこととした。

(中央区役所)

【講じた措置】

ヘルスアップスクールの受講者を校区単位で募集することの検討については、平成13年度に5日コースの年9回実施のうち、2回を校区単位で募集した。

(城南区役所)

【講じた措置】

ヘルスアップスクールの受講者を校区単位で募集することの検討については、平成13年度に5日コースの年9回実施のうち、2回を校区単位で募集した。

ヘルスアップスクールの機会を捉えた健康づくりグループの結成及び育成の推進については、健康づくりグループ活動のPRを行った。

(早良区役所)

【講じた措置】

ヘルスアップスクールの受講者を校区単位で募集することの検討については、年に1~2回のヘルスアップスクールを校区単位で募集し、さらには結果説明を校区で行うこととした。また、その際にはPTA等に働きかけその後の健康づくりの活動を保健所で支援していく予定である。さらに、PTA等への働きかけの際には、ヘルスアップスクールの募集だけでなく、健康教育の実施も視野に入れて進めていくこととした。

(西区役所)

6 地域ぐるみの健康づくりについて

【改善・要望事項】

(1) 運動普及推進員について

健康づくりのための運動を普及していくとともに住民の日常生活の中へ運動習慣を取り入れられるよう運動普及推進事業として運動普及推進員養成事業を実施している。

これは、運動習慣を地域の末端まで普及推進するための地域リーダーとして運動普及推進員の養成を目的としている。

しかしながら、運動普及推進員の養成を行っているが、運動普及推進員が地域リーダーとして活動していく組織作りができていないため機能しておらず、地域との結びつきの強化を図っていく必要が認められた。

また、募集方法については、食生活改善推進員と併設募集し両推進員を兼任させるとともに、食生活改善推進員に比重を置いたカリキュラムとなっていることから、受講者においては、運動普及推進員としての自覚、使命としては曖昧なものとなっている。

このため、明確に分けて募集することについて検討されるとともに、運動普及推進員が目的どおりに活動が行えるよう方策について検討されたい。

(保健福祉局、各区役所)

【講じた措置】

運動普及推進員と食生活改善推進員を明確に分けて募集することについては、運動と食生活が健康づくりにおいては密接な関係にあることから、両面をふまえて普及活動にあたることは合理性を有している。

運動普及推進員が目的どおりに活動が行えるような方策の検討については、校区保健師等との情報交換の場の提供や、研修への参加を促進する。また、活動実態の把握を行うこととした。

(保健福祉局、区役所)

【改善・要望事項】

(2) 健康運動指導士について

健康運動指導士は、市民一人ひとりの身体の状態に適した運動処方を提供するなど健康運動に関する知識・技能を有する者であり、運動普及推進員の養成及び地域の関連団体や運動施設との連携等に当たっており、医師、栄養士、保健婦職員が1ヶ月間に及ぶ講習会を受講し資格を得ている。

しかしながら、資格を取得したにもかかわらず、直接の担当分野でなかったり、人事異動により資格を発揮できない職場に配置になるなどの結果、実際に有資格者として活動している者は一部の栄養士等であることが認められた。

このため、今後は、職種等を考慮に受講者の人選に尽力され、健康運動指導士の充実に図ることについて検討されたい。

(保健福祉局、各区役所)

【講じた措置】

職種等を考慮した健康運動指導士の人選については、ヘルスアップスクールや運動普及推進員の養成、健康づくり運動講習会の企画運営などの事業負担者である栄養士は、体力診断に基づき運動プログラムが提供できる健康運動指導士の資格取得者であることが望ましいため、平成13年度から、資格取得者は栄養士に限定した。

(保健福祉局、東区役所、南区役所、早良区役所)

【講じた措置】

職種等を考慮した健康運動指導士の人選については、事業の担当者である栄養士等が資格を取得できるように配慮を行うこととした。

(城南区役所)

7 健康づくりセンターについて

【改善・要望事項】

(2) 健康づくりの調査・研究について

調査研究は、健診データ等の様々なデータを活用した研究成果を保健所をはじめ他の健康づくり団体にも提供し共有していくことを目的として行っているが、調査研究の成果が保健所等に還元され反映されていないことが認められた。

また、調査・研究のため必要な健診データ等を約6年間かけて集積を行っているが、その目的や内容及び必要性や達成時期等が明確になっておらず、保健所との連携も不十分であり成果が反映できていない要因となっている。

なお、センターにおいては、糖尿病、たばこ、ウォーキングについて、重点的に調査・研究に取り組んでいるところである。

このため、今後の調査・研究事業については、保健所と協働して具体的な課題について検討し、進捗状況等を確認しあうとともに、研究成果を保健所でどのように反映させ

ていくかなど十分協議することについて検討されたい。(保健福祉局)

【講じた措置】

保健福祉センターとの協働による健康づくりの調査・研究事業については、保健福祉センターの栄養士とともに健康度診断の栄養調査項目の解析を行うなど保健福祉センターでの活用を目的とした共同研究を行うこととした。

(保健福祉局)

【改善・要望事項】

(3) 研修について

研修は、健康づくり指導者の知識・技能の向上とともに市内の健康づくり施設における指導の統一性を図り育成することを目的に行われている。

当初、研修の対象者は、医師、保健婦をはじめ保健活動指導員、食生活改善推進員、運動普及推進員、保母、養護教諭、学校栄養職員、体育館運動指導員、民間アスレチッククラブ運動指導員等となっている。

しかしながら、保健婦を除く研修の対象者については、毎年計画的に行われているのではなく、単発的に研修が行われており、人材育成としての研修としては不十分であることが認められた。

このため、民間を含む健康づくりの指導者等について効果的な研修を推進するため、各人の研修履歴を管理するなど体系化し、一貫したプログラムに基づいた計画的な研修を実施することについて検討されたい。(保健福祉局)

【講じた措置】

一貫したプログラムに基づいた計画的な研修については、食生活改善推進員、老人クラブ等のリーダー研修を毎年行うこととした。

(保健福祉局)

【改善・要望事項】

8 広報啓発の在り方について

市民への予防思想の普及啓発に関しては、ミニドック等の受診者の低迷に見られるように、その効果については施策に十分反映されてるとは言い難く、結果として多くの市民においては、健康の維持増進のための具体的な方法については十分理解されておらず、ひいては生活習慣改善には至っていないことが認められる。

このため、低迷の要因を十分分析し効果的な広報啓発に結びつけるために、市民意識調査のような精度のある調査等を実施するなど、市民の意識・意向を継続的に把握するとともにその結果を踏まえ、健康づくりの動機づけとして市民の気持ちを高めていく啓発方法等について検討されたい。

(保健福祉局、各区役所)

【講じた措置】

市民の意識・意向を継続的に把握した啓発方法等の検討については、インターネットの活用、ポスターの工夫を行っていくこととした。

(東区役所)

【講じた措置】

市民の意識・意向を継続的に把握した啓発方法等の検討については、年3回の「さわやかニュース」の内容の充実を図っていくこととした。

(博多区役所)

【講じた措置】

市民の意識・意向を継続的に把握した啓発方法等の検討については、節目者へのダイレクトメールの発送、市政だよりや地域でのPR、保健福祉センターのホームページの作成及びこれらを活用した市民への予防思想の普及啓発、健診の受診勧奨など様々な機会をとらえて、市民の健康づくりへの広報啓発を行っていくこととした。

(中央区役所)

【講じた措置】

市民の意識・意向を継続的に把握した啓発方法等の検討については、「お元気だより」の発行や住民ボランティア組織の活用を通じて、住民に健康づくりの動機付けを行っていくこと、節目年齢者への検診案内もはがきを封書にすることとした。

(城南区役所)

【講じた措置】

市民の意識・意向を継続的に把握した啓発方法等の検討については、インターネットによる市民との双方向の情報交換により健康づくり実践の具体的手法を確立していくこととした。

(西区役所)

平成14年5月2日報告分(福岡市公報平成14年5月2日第4972号(別冊)公表分)

1 ごみ減量推進対策事業について

【改善・要望事項】

(3) 事業系ごみの減量対策について

事業系ごみの減量については、一定規模以上の事業用建築物及び大規模小売店舗を対象として、廃棄物の減量等に関する計画書の提出や廃棄物減量等推進責任者の設置を義務づけるとともに、市職員が事業所に立ち入り計画書の内容の確認や実際のごみの出し方などの現地調査等により指導を行っており、廃棄物の多量排出事業者に対しても、同様の調査・指導を行うなど、事業所の指導強化を図っている。

また、「ごみ減量・再資源化優良事業者等表彰制度」やクリーンパークに持ち込まれる古紙を工場ステージにおいて回収、さらには市庁舎においても、紙使用量の抑制や再生紙の使用や古紙の分別排出など、庁舎内のごみ減量・再資源化等を行っており、事業系ごみの減量・再資源化を推進している。

一方、事業系の生ごみに関しては、「福岡市事業系生ごみリサイクル事業研究会」の平成12年度最終報告(平成13年4月)によると、特定事業用建築物及び多量排出事業所から排出される生ごみの量が市全体の5割以上を占めている状況にあり、また、新たな要因として平成13年5月から「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)も施行されており、本市においては、「福岡市事業系食品廃棄物リサイクル研究会」を設置し処理システムの調査研究を行っているが、現時点においては、実証試験や肥料化、飼料化、炭化、バイオガスなど、リサイクル技術についての検討段階である。

事業系ごみ全体としては、近年のコンピューター化に伴うオフィス古紙(特に機密書類)の増加により、減量が追いついていない状況にあり、早急に対策を講じる必要があると考えられることから、事業者自身での自己処理を促すよう、また、一定規模以上の事業所や多量排出事業者に対するごみ減量施策のさらなる推進についても、検討されるよう要望する。

(環境局)

【講じた措置】

一定規模以上の事業所や多量排出事業所の更なる推進について検討を行い、事業所責任の意識が乏しい事業所に対する講習会の実施や事業所の立入方法の変更を行った。特に、機密文書のリサイクルについては、事業所指導時に資源化ルートを紹介する他、金融機関、官公庁等に対し、機密文書のリサイクルに対する取り組みの強化を要請した。

【改善・要望事項】

(4) 環境推進委員について

環境推進委員については、地域に密着した活動を行うよう、下表のとおり校区に1名の校区環境推進委員、各町に1名の町環境推進委員を配置し、市民の環境思想・清掃思想の普及高揚(清掃関係の資料の配付や学習会の開催)とごみ減量・リサイクルや都市

美化の円滑な運営・充実（集団回収や地域ぐるみの清掃）など、市民と行政のパイプ役、地域におけるリーダー役として清掃市民参加活動の推進を図っており、不法投棄者への指導を含めごみの適正排出指導等も行っている。

また、平成12年度からのごみの4分別収集開始の際においても「4分別早わかりセット」の配布や地域での説明など活躍したところである。

しかしながら、地域の清掃活動に関して、一部の区の地域においては、保健衛生や環境衛生問題に取り組んでいる衛生連合会と連携が図られていない状況があった。

また、一部の区においては、環境推進委員の研修が形骸化しており、環境推進委員の地域での活動状況にばらつきが見られた。

地域において、ごみ減量・リサイクルを効率的に推進するには、校区ごみ減量・リサイクル推進会議を中心として、衛生連合会や自治連合会など地域の各種団体との連携・協力が必要不可欠である。したがって、衛生連合会をはじめとする各種団体やこれらに関連する部局において、情報交換（年間の事業計画の確認や類似事業の事前調整）や環境推進委員の研修等により、さらなる効果的な地域活動の支援を図られるよう要望する。
（各区役所）

環境推進委員の設置状況

（平成13年4月1日現在，単位：人）

	東 区	博多区	中央区	南 区	城南区	早良区	西 区	計
校区環境推進委員	27	22	14	25	11	24	22	145
町環境推進委員	465	391	389	344	216	379	251	2,435
計	492	413	403	369	227	403	273	2,580

【講じた措置】

環境推進委員と衛生連合会の事務局間で情報交換を密に行い、連携を図るように努めていくこととした。また、環境推進委員の研修については、従前までの取り組みに加え、新たに環境推進委員に就任した委員を対象に、区主催の研修会を企画・実施するとともに、環境推進委員やごみ減量・リサイクル推進会議の主催する研修会の活性化を図るため、積極的に職員を派遣することとした。

【改善・要望事項】

(5) 放置自転車について

「公共の場における放置自転車」について、平成11年度に行政監査を実施（結果は、平成12年5月8日第4784号福岡市公報に登載）したところであり、放置禁止区域等に放置された自転車については、所定の保管所に移動・保管しているが、一定の保管期間を経過しても所有者に返還することができない大部分の自転車は、売却や廃棄等の処分を行っており、処理後の資源物については可能な限りリサイクルされているものの、毎年一定の廃棄処理費用を要している。

現在、廃棄処分となっている当該自転車については、年々増加傾向にあるため、放置自転車の主管局である土木局と連携・協議しながら、廃棄台数並びに処理費用の削減が図られるよう方策について検討されたい。

なお、過去4ヶ年の放置自転車の移動・保管台数とこれに係る返還及び廃棄等の台数並びに廃棄処理費用については、下表のとおりである。

（環境局，土木局関連）

（単位：台，円）

区 分	平成 9 年度		平成 10 年度		平成 11 年度		平成 12 年度	
移動・保管台数	36,537		35,124		36,712		36,181	
返 還 台 数	12,508	34.2 %	11,066	31.5 %	11,416	31.1 %	10,084	27.9 %
リサイクル台数	2,619	7.2 %	2,535	7.2 %	2,635	7.2 %	2,187	6.0 %
売 却 台 数	2,268	6.2 %	2,258	6.4 %	2,836	7.7 %	3,845	10.6 %
廃 棄 台 数	19,142	52.4 %	19,265	54.8 %	19,825	54.0 %	20,065	55.5 %
廃棄処理費用	5,606,055		5,485,652		5,517,619		5,309,185	

注：リサイクル台数とは、社会福祉施設や公共団体等へ無償譲与している台数である。

【講じた措置】

平成13年度に実施した「ごみ減量フェア」において、リサイクル自転車の販売を実施し、リサイクル自転車利用促進啓発を行ったところであるが、今後も環境局主催のイベントや各リサイクルプラザで開催するイベントにおいて、リサイクル自転車の販売等利用促進について啓発を行うこととした。

2 4分別収集への取り組みについて

【改善・要望事項】

今回のアンケート結果に見られるように、家庭系ごみの4分別収集については、環境局ごみ減量・美化推進課の周知のための諸施策をはじめ、環境推進委員や区生活環境課の地域に密着した施策の効果として、ほとんどの市民に周知がなされていた。

しかしながら、一分別方法が分からないものとして、主に空きびん・ペットボトル・プラスチックなどが掲げられていた。空きびん・ペットボトルについてはリサイクルできるものであるため、これについての分別・出し方を周知することで、一層のごみ減量が図られると考えられる。また、プラスチックについては、本市のごみの特徴として3番目に多いごみであり、「可燃性ごみ」であることを更に周知する必要があると考えられる。

したがって、これらをはじめ分別方法が分かりにくいごみについては、容易に分別し易い（現状：「分別方法でごみを区分した表」「ごみの種類から分別する表」の配布）ような周知の方法について検討されるよう要望する。

また、本市においては、毎年8万人前後が市外から転入している状況にあり、ごみの分別方法等について、今後も継続的にパンフレットの作成やPR放送など周知を図られるよう要望する。

（環境局）

【講じた措置】

ごみ分別方法等の周知については、平成14年度版ごみルールブックを分別の具体例を写真で表示し、わかりやすい形に改善するとともに、市民からの問い合わせが多い品目の分別方法を新聞で広報した。

また、市外からの転入者については、各区役所での転入手続きの際にごみルールブックを配布し、ごみ分別方法の周知等を図った。

3 広報・啓発の在り方について

【改善・要望事項】

(1) ごみ減量・リサイクルに関する広報活動については、今回の監査における市民へのアンケート調査及び平成12年7月に市長室広聴課において実施した「家庭ごみ4分別収集等に関する意識調査」の結果によると、市政だよりによる周知が最もなされていた。

今後とも、市の広報媒体として有効な市政だよりの積極的な活用を要望する。

（環境局）

【講じた措置】

今後とも、広報については、市政だよりをはじめとした効果的な媒体を利用する。

【改善・要望事項】

(2) また、今回のアンケートの回答状況にあるように、年齢別において10代（10.0%）及び20代（32.3%）並びに30代男性（30.8%）、居住区別では博多区（37.5%）及び中央区男性（20.0%）について、他の年齢層や居住区に比べ回答率が低い状況にあった。回答率が低い原因としては、様々な理由が考えられるが、ごみに対する意識が低いことも原因の一つであると考えられる。今後、広報活動をされる際には、これらの年齢層や居住区の市民に対して、より効果的な周知方法を検討されるよう要望する。

（環境局）

【講じた措置】

若年層に対する啓発としては、大学等の入学式で啓発セットの配布、学生向けの情報誌等への広告掲載、ＴＶ・ラジオ・映画館でのＣＭ等を実施した。

さらには、ごみ減量フェアにおいて、専門学校学生によるリサイクルファッションショーを実施するなど、若年層市民のごみ減量・リサイクルに関する意識の高揚を図った。

また、博多区及び中央区には単身者が多いと考えられるため、単身者への啓発として宅建協会等を対象とした説明会を実施し、適正排出指導・啓発用ポスター掲示の依頼等を実施した。

【改善・要望事項】

- (4) 小学校、保育所及び保育園の児童等に対しては、「空き缶プレスカー（カンパク大将）」を派遣し、小学４年生全員については社会科資料として「ごみとわたしたち」（副読本）を配布しクリーンパークなどの施設見学により、また環境教育の一環として希望する小学校等にコンポスト化容器を設置し生ごみの堆肥化の過程を体験させるなど、ごみ減量やリサイクルへの意識啓発が図られているところであるが、特にコンポスト化容器の設置については体験学習として啓発効果が上がっており、今後より一層の推進や拡大、また、中学生に対しても副読本を配布するなど、児童等に対して更なる意識啓発を検討されるよう要望する。

また、福岡市循環型システム研究会の最終報告において、家庭系ごみの再利用の取り組みとして、各校区を主体に校区１箇所の地域リサイクルステーションの整備も掲げられており、コンポスト化容器と同様、ごみの分別についても児童等へ体験させることで、リサイクル意識の啓発効果が期待されるため、各小学校へのリサイクルステーションの設置について、可能な範囲での設置を検討されるよう要望する。

（環境局，教育委員会関連）

【講じた措置】

「空き缶プレスカー（カンパク大将）」の派遣は、今後さらに推進していくこととし、クリーンパークなどの施設見学は環境デー事業など他事業の中にも取り入れるように検討を行うこととした。また、中学生に対しても副読本の作成を行った。

地域リサイクルステーションを小学校に設置することについては、平成１４年度、１５年度の２か年にモデル事業として、博多区内の一つの小学校で実施・検証することとした。